

1ヶ月単位の変形労働時間制に関する決議（例）

社 工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条の2第1項に定める1ヶ月単位の変形労働時間制に関し、次のとおり決議する。

- 1 1週間の所定労働時間については、1ヶ月単位の変形労働時間制（1ヶ月ごとに平均し1週間当たり40時間以内）によるものとする。
- 2 1日の所定労働時間は 時間 分とする。
- 3 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。
始業時刻 午前 時 分
終業時刻 午後 時 分
休憩時間 時から 時まで
- 4 各月の1ヶ月の起算日は、各月とも1日とし、終了日は各月末日とする。
また、1週間は毎週 曜日から 曜日までとする。
- 5 休日は、次のとおりとする。
毎週 曜日及び第 並びに第 曜日
- 6 第2項に定める所定労働時間を超えて労働させた場合又は前項の休日に労働された場合には、賃金規則第 条又は第 条に定めるところにより、割増賃金を支払うものとする。

（中略）

本決議に基づく1ヶ月単位の変形労働時間制は、平成 年 月 日から実施するものとする。

本決議の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（以下略）